

# 古い木造住宅の 解体費用 を補助します!

令和3年度より  
対象エリアが  
拡がりました！

(大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度)

## 対象建物

対象エリア(次ページ参照)内の、次の要件を満たす  
木造住宅  
(対象エリアによって補助の要件が異なります)

対象エリア	対策地区	<input checked="" type="checkbox"/> 重点対策地区
敷地が面する道路	幅員 <b>4m未満</b> の道路	幅員 <b>6m未満</b> の道路
建築年	<b>昭和25年以前</b>	<b>昭和56年5月31日以前</b>

※上表の建築年以前に建てられた部分のみが補助の対象

※店舗や事務所等との併用住宅の場合は、床面積の1/2

以上が住宅であること

※解体後の用途は問いません

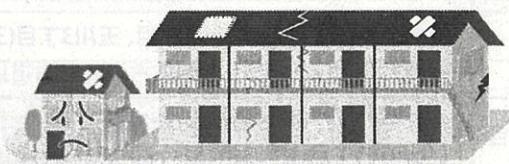
## 補助対象経費・補助率等

対象エリア	対策地区	<input checked="" type="checkbox"/> 重点対策地区
補助率	解体に要する費用の <b>1/2</b> 以内	解体に要する費用の <b>2/3</b> 以内
補助限度額	戸建住宅: <b>75</b> 万円 集合住宅: <b>150</b> 万円	戸建住宅: <b>100</b> 万円 集合住宅: <b>200</b> 万円

※長屋等の一部解体は、戸建住宅の上限額となります。

※別途、補助対象面積に対する限度額単価があります。

(戸建住宅: 17,000円/m<sup>2</sup>、集合住宅: 15,000円/m<sup>2</sup>)



## 主な注意事項

- 手続きには時間がかかりますので、お早めにご相談ください。
- 事前相談には、建物の固定資産（家屋）評価証明書（建築年・共有者氏名・棟明細の記載があるもの）、建物写真などを持参してください。
- 大阪市による補助金の交付決定前に解体の工事契約または工事着手をした場合は、補助金を受けることができません。（工事契約または工事着手後の申請はできません。）
- 12月末までに交付申請手続きを行い、2月末までに工事を完了してください。
- 屋内動産(家具・電化製品等)の処分費、屋外工作物(門・塀等)の撤去費、壁面補修費および消費税等は補助の対象外となります。
- 補助金額については、予算の範囲内の額となります。
- この補助金は、所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。詳しくは、税務署へお問い合わせください。
- 解体に伴い、固定資産税・都市計画税の額が変わる場合があります。詳しくは、土地・家屋のある区を担当する市税事務所の固定資産税担当までお問い合わせください。